

# 雇用保険求職者給付（特例一時金） を受けようとされる方へ Q&A

## Q 1. 特例一時金を受けることのできる要件は？

- A. 特例一時金は、失業中の生活を心配しないで仕事探しに専念し、1日も早く再就職していただくために支給されるものです。  
したがって、次の要件を満たしていることが必要になります。
- ① **「失業の状態」にあること。**
    - ・雇用保険という失業状態とは、積極的に就職しようとする意思と今すぐ仕事に就ける状況にありながら、現在、仕事に就いていない状態をいいます。
    - ・したがって、仕事をやめたから必ず支給されるというわけではなく、再就職するために仕事探しをされる場合のみ、そのお手伝いをするために支給されるもので、就職する意思がない人、すぐに就職できない人、既に就職が決定または内定している人などは特例一時金を受けることができません。
  - ② **賃金支払基礎日数が11日以上ある月が、6か月以上あること。**

離職の日以前1年間のうちに、賃金の支払いの基礎となる日数（離職票－2の⑨欄）が11日以上ある月（暦月で）が6か月以上あることが必要です。

なお、賃金の支払いの基礎となる日数が11日以上ある月が6か月ない場合は、被保険者期間算定対象期間（離職票－2の⑧欄）が満1か月であり、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として算定します。

## Q 2. 特例一時金を受けるための手続きに必要なものは？

- A. あなたの住所または居所を管轄するハローワーク（ハローワークの付属施設は除きます）へ次の書類を提出し、求職申込みをしたうえで受給手続きをしてください（主に都道府県内の別のハローワークで求職活動を行う方は、ご相談ください）。
1. **離職票** ・離職票－1と離職票－2の2枚で1組です。2組以上お持ちの方は、全て提出してください。
    - ・離職票－1の求職者給付等払渡希望金融機関指定届欄に、あらかじめ氏名や口座番号などを記入してください。ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口で記入してください。
  2. **次の①個人番号及び②身元（実在）確認書類をお持ちください。**
    - ①個人番号確認書類（いずれか1種類）
      - マイナンバーカード、通知カード（個人番号）、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）（※）
    - ②身元（実在）確認書類
      - 【(1)のうちいずれか1種類。(1)をお持ちでない方は、(2)のうち異なる2種類（コピー不可）】
      - (1) 運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など
      - (2) 公的医療保険の被保険者証、住民票（住民票記載事項証明書）、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真無し）など
  3. **写真 1枚**（たて3cm×よこ2.4cm程度の正面上三分身のもので、最近撮影されたもの）  
※失業の認定の際の本人確認にマイナンバーカード、運転免許証等を提示する場合には、顔写真を省略することが可能です。
  4. **本人名義の預金通帳、キャッシュカード**（一部の金融機関を除く）  
その方の状態により、ハローワークでその他の書類の提出をお願いすることもあります。  
なお、離職票の内容が事実と違っている場合は、速やかにハローワークに申し出てください。
- （※） 受給手続きには個人番号確認書類（マイナンバーカード等）が必要です。**

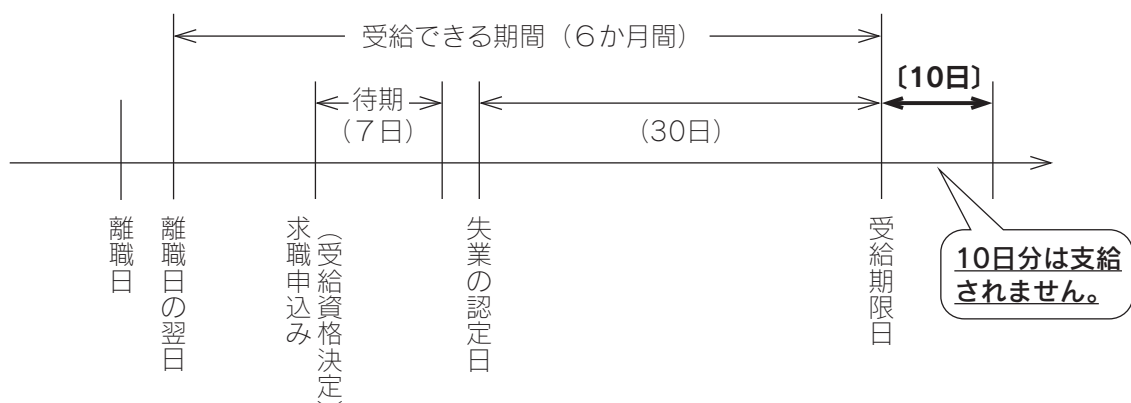
※ハローワークにお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

**Q****3. 特例一時金は、いつ支給されるのですか？**

- A. ○ 離職後、最初にハローワークへ来所して求職の申込みを行い、特例受給資格者であることの確認を受けた日から、失業の状態にあった日が通算して、**7日経過**してからでないと支給されません（これを「**待期**」といいます）。
- さらに正当な理由がなく自己の都合で退職した場合は、待期の7日に加え、**2か月（3か月）**支給されません（これを「**給付制限**」といいます）。
- ※今回の離職日から遡って5年間のうちに2回以上、正当な理由がなく自己の都合で退職（令和2年10月1日以降のものに限る）し求職申込みをした場合は給付制限期間が3か月となります。
- ※自己の責任による重大な理由により解雇された場合は、給付制限期間が3か月となります。
- 以上の期間を経過した後、失業の認定日に失業の認定を受けた場合には、特例一時金が支給されることになります（この失業の認定日は、待期経過後おおむね3週間後の日となります）。

**Q****4. 特例一時金の額と受け取ることのできる期間は？**

- A. ○ 特例一時金の額は、原則として離職前6か月に支払われた賃金によって算定した**基本手当当日額の40日分**の額です。
- また、特例一時金を受けられる期間は、受給資格にかかる離職の日の翌日から起算して**6か月**を経過する日（これを「**受給期限日**」といいます）までとなり、その日を経過しますと支給されません。
- なお、失業の認定を受けた日から受給期限日までの日数が40日未満のときは、その日数分だけの支給となります。

**<例> 契約期間満了により離職した場合****雇用保険の求職者給付はルールを守って正しく受給しましょう！**

雇用保険は、受給資格者の正しい申告に基づいて給付されるものです。偽った申告または不正な申告により特例一時金を受給した場合は「**不正受給**」として処分され、不正に受給した特例一時金は、当然、**全額を即時返還**するように命じられます。さらに悪質な不正受給者については、不正な行為により支給を受けた金額のほかに**その金額の2倍に相当する額以下を納付させる「納付命令」**がなされます。また「不正の事実があった日」にさかのぼって、**延滞金**が課せられるほか、**刑法により処罰**される場合もあります。

詳しいことは、最寄りのハローワークへお問い合わせください。